

○国立研究開発法人水産研究・教育機構知的財産ポリシー

平成18年11月13日付け18水研本第1177号
改正 平成25年 4月 1日付け24水研本第50325003号
改正 平成28年 4月 1日付け28水研本第80101013号
改正 令和 2年12月15日付け 2水機本第20120305号

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は、我が国の水産業の発展に科学技術的側面から貢献し、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給」と「水産業の健全な発展」に資することを目的に、機構の研究開発成果を論文等で公知するとともに、産業界を含む社会に当該技術を移転することで、技術の発展や向上により社会貢献することが重要な使命である。

このため、戦略的に特許、ノウハウ等の知的財産権を取得、管理し、活用を図る基本的な方針をとりまとめ、知的財産ポリシーとして内外に明示する。

1. 知的財産の取扱いについての基本的な考え方

機構は、水産業の現場等で活用されてこそその研究開発成果であるとの基本的な考え方の下、我が国の社会及び水産業に最大限の価値をもたらすことができるよう、実用化の際のビジネスモデルを見据えて戦略的に研究開発成果をマネジメントする。

機構役職員及び役職員以外で機構の業務に携わる者（以下「役職員等」という。）は、得られる成果の取扱いについて、研究開発の全段階において、次の3方法のいずれを選択すべきかを意識して、研究開発に取り組む。

- ① 論文発表等により広く周知し、公立の試験研究機関や普及組織を通じて広く普及する。
- ② 知的財産権として権利化し、実施許諾先の企業活動を通じて普及を図る。
- ③ ノウハウとして秘匿したうえで内部管理し、管理の下で技術移転する。

2. 研究開発成果の戦略的な取得、管理、活用

（1）研究開発の全段階を通じた取組

役職員等は、日頃から研究開発テーマの国内外の特許取得状況や技術動向を調査し、その研究開発テーマの産業界等における位置付け、その方向性を把握した上で、研究開発成果を誰に活用してもらい、活用する側にどのような形で渡すのが適当か等、研究開発の企画段階から利活用について具体的な目標を持つとともに、知的財産権の確保も念頭に置いて研究開発の推進に努める。

共同研究を行う場合には、研究開始前の段階で研究開発成果の利活用方針について合意するものとする。

(2) 研究開発成果の情報管理

研究開発成果を外部に公表すると、「新規性喪失の例外規定」を適用する以外には、当該成果に係る発明を特許にすることができない。また、ノウハウとして内部管理下で技術移転することも不可能となる。

このことから、役職員等は、研究開発成果について、戦略的なマネジメント（公表、権利化、及びノウハウ化、並びに、これらの組み合わせ）を意識し、対外公表や公表時期について留意し、適切な情報管理に努める。

(3) 社会実装を見据えた戦略的な公知化・権利化・ノウハウ化

知的財産の取扱い方針の選択に当たっては、「権利化・ノウハウ化が妥当でなく、公開により技術が累積的に進歩し、産業の発達に寄与することが見込まれる場合等は公知化」、「独占的实施許諾により企業等が安心して開発投資できる、非独占的实施許諾により複数の企業等に事業機会を供与できる、将来の成果のための研究資金やリサーチツール使用権限の獲得に貢献できるなど、社会実装される機会が増えると見込まれる場合等には権利化」、「海外への技術流出を防止する必要がある、将来の成果を権利化するために研究を継続する必要がある場合等にはノウハウ化」のように公知化、権利化、ノウハウ化のメリット・デメリットを十分に比較考量した上で、研究開発成果を最大化できるよう戦略的に取扱い方針を選択する。

3. 知的財産の利活用の促進

(1) 企業との連携

- ① 単一の知的財産として実用化可能な技術については、共同研究等で連携する企業での利活用を促すことが有効であり、研究開発成果を知的財産として共有することを基本として、積極的に企業等との連携を進める。
- ② 知的財産を含む複数の要素技術が実用化に必要となる技術については、活用する側に、利活用可能な要素技術の組み合わせとして渡す必要があるため、企業等との安易な連携は要素技術の散逸を招き有効ではない。

そのため、実用化に複数の要素技術が必要となる技術の研究開発に当たっては、独自開発の可能性も考慮すると共に、連携が必要な場合には、得られる研究開発成果が一部の要素技術であることを共通認識とした上で、その利活用方針について予め合意するものとする。

(2) 効果的な実施許諾及び譲渡

① 単一の知的財産として実用化可能な技術については、許諾先企業等が、技術を独占できないと事業化に踏み切れない場合や、当該知的財産権の産業化の促進が見込まれ、かつ公益性、公平性の観点から見ても問題がないと判断される場合には、対外的な透明性にも十分配慮しつつ、一定期間に限り独占的な実施権を付与することや、無償実施許諾を行う。

実用化に複数の要素技術が必要となる技術については、活用する側に利活用可能な要素技術の組み合わせとして渡す際に、要素技術それぞれについての実施料が累積して多額になり実用化を妨げることがないように留意する。

② 知的財産権の利活用を促進する上で真に合理的と認められる場合には、透明性や公平性の確保など一定の条件の下で、当該権利を原則として有償で他に譲渡する。

③ 大学等が行う非営利目的の研究開発については、可能な限り研究開発の自由度を確保し、原則として簡便かつ迅速な手続きによりこれを供与する。その対価については、実費を除き原則として無償とする。

4. 知的財産に関する機構・役職員等の責務

(1) 機構の責務

機構は、発明補償金を発明者に支払うとともに、知的財産権取得への貢献を個人業績の評価に反映させる。

また、役職員等の意識向上のため、知的財産に関する基礎知識と共に、本ポリシーの基本方針及び運営方法等を役職員へ周知徹底し、随時研修を行うものとし、研究開発時、共同研究時、出願時等、研究管理者並びに知的財産担当部署への相談を徹底させる。

(2) 役職員等の意識向上と責務

役職員等は、研究開発成果の戦略的な取得、管理、活用を日頃から意識し、機構の知的財産権の確保や利活用の方針に反することのないよう、知的財産に関する基礎知識の習得、及び本ポリシーの意義と内容の理解に努める。また、機構の知的財産が不正に流出することのないよう、厳に知的財産に係る情報セキュリティの確保に努める。